

監査契約書の作成について

平成20年4月15日

日本公認会計士協会

目 次

I	はじめに	1
II	監査の種類及び内容並びに監査契約書の特質及び内容	2
1.	監査の種類及び内容	2
(1)	財務諸表監査と内部統制監査	2
(2)	法定監査と任意監査	2
(3)	中間監査	3
(4)	臨時計算書類監査	3
2.	監査契約書の特質及び内容	4
(1)	監査契約書の特質	4
(2)	監査契約書の内容	4
III	監査契約書作成ガイドライン	6
1.	監査契約書の目的	6
2.	文書化の必要性	6
3.	作成の時期	6
4.	指定社員の通知	6
5.	監査契約書の作成形式	6
6.	監査契約の法的解釈と監査人の責任	7
(1)	監査契約の法的解釈	7
(2)	法定監査と任意監査における監査人の責任	7
7.	会社法監査と金融商品取引法監査の両方を実施する場合の取扱い	8
8.	監査契約書に記載する具体的事項	8
(1)	監査契約書に必ず記載すべき事項	8
(2)	必要に応じて記載する事項（例示）	12
IV	付録 監査契約書の作成例	16
1.	監査契約書の作成例の位置付け	16
2.	監査契約書の作成例の種類	16
(1)	法定監査契約書	16
(2)	任意監査契約書	16

[法定監査契約書の作成例]	18
様式1：個人用（会社法監査単独）	18
様式2：監査法人用（会社法監査単独、指定社員制度利用）	24
様式3：個人用（会社法監査・金融商品取引法監査（四半期報告書の提出を選択 しない会社））	32
様式4：監査法人用（会社法監査・金融商品取引法監査（四半期報告書の提出を 選択しない会社））	38
様式5：監査法人用（会社法監査・金融商品取引法監査（四半期報告書の提出を 選択しない会社）、指定社員制度利用）	44
様式6：個人用（臨時計算書類監査）	53
様式7：監査法人用（臨時計算書類監査、指定社員制度利用）	59
[任意監査契約書の作成例]	67
様式8：会社法基準に準じた監査.....	67
様式9：その他の任意監査.....	75

I はじめに

日本公認会計士協会は、法規委員会研究報告第3号「監査及びレビュー等関連業務の契約書作成について」（以下「研究報告第3号」という。）を平成15年7月22日付けで公表し、以来、平成19年3月まで数度の改正を重ね、会員の業務の参考に供してきた。研究報告第3号は、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う監査、レビュー、合意された手続及び調製業務に関する契約書の作成に際して留意すべき要件等についてのガイドラインを示すことにより、契約当事者が、より適切な契約書を作成することに資するとともに、各業務の内容や業務を行う公認会計士等の責任の性質等を正確に理解することを通じて、契約当事者間の誤解から生ずる紛争を未然に防止し、双方の利益を合理的に保護することを目的として公表したものである。

また、金融商品取引法の施行により、平成20年4月1日以後開始する事業年度から、上場会社等に対して内部統制報告書及び四半期報告書の制度が導入されたことから、主として、これらの新制度の導入等に対応した内部統制監査及び四半期レビューの契約書に特化した研究報告として、法規委員会研究報告第6号「監査及び四半期レビュー契約書の作成について」（以下「研究報告第6号」という。）を平成20年2月13日付けで公表している。

このたび、研究報告第3号が対象としている4つの業務（監査、レビュー、合意された手続及び調製業務）のうち、「監査」に関する事項について、研究報告第6号の内容等を踏まえて所要の見直しを行い、法規委員会研究報告第7号「監査契約書の作成について」（以下「本研究報告」という。）を新たな研究報告として公表することとした。したがって、今後、「監査」に関する事項については、研究報告第3号ではなく、本研究報告を参考にする必要がある。また、研究報告第6号は、契約書作成に当たって、特に留意すべき事項を記載するにとどめていることから、監査契約書に記載する事項のうち内部統制監査及び四半期レビューにも共通する事項については、本研究報告の記載内容を適宜読み替えて利用することを想定している。

本研究報告においても、我が国の法定監査及び任意監査の実務においては、すべての契約内容を契約条項として書き込む方式よりも、定型約款を添付する方式（以下「定型約款添付方式」という。）を採用している契約書の方が多く、及び各契約書に共通する事項については、定型文例として約款に定めることが有用であると考えられることから、「Ⅲ 監査契約書作成ガイドライン」以下において、監査契約書については定型約款添付方式を基本とした記載とし、会員の便宜のため、定型約款添付方式の監査契約書の作成例を「Ⅳ 付録 監査契約書の作成例」に掲載することとした。

本研究報告の主たる目的は、監査契約書の作成に当たって考慮すべき基本的事項を明らかにし、留意すべき要件等について実務に資するガイドラインを提供することにある。監査契約書の作成例は、それらの内容を具体化した一例として提示したものであり、実際の契約書作成に当たっては、本研究報告の内容や作成例を参考として、状況に応じて適宜修正した上で契約書を作成する必要があることにご留意いただきたい。

II 監査の種類及び内容並びに監査契約書の特質及び内容

1. 監査の種類及び内容

監査契約書の作成を検討する上で、理解しておくべき監査の種類及び内容は次のとおりである。

(1) 財務諸表監査と内部統制監査

監査には、財務諸表等（注1）の監査（財務諸表監査）及び内部統制報告書の監査（内部統制監査）がある。なお、本研究報告の対象としたのは、四半期財務諸表（注2）を除く財務諸表の監査であり、内部統制監査については、研究報告第6号において取り扱っていることから対象としていない。

（注1）財務計算に関する書類（貸借対照表、損益計算書、その他の財務計算に関する書類をいう。）及び計算書類等（計算書類及びその附属明細書をいい、連結計算書類及び臨時計算書類を含む。）を総称して以下「財務諸表等」という。

（注2）四半期連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しない場合における四半期財務諸表をいう。

(2) 法定監査と任意監査

① 法定監査

本研究報告の対象としたのは、法定監査のうち会社法監査及び金融商品取引法監査であり、学校法人監査、独立行政法人監査等のその他の法定監査は直接には対象としていない。その他の法定監査は、監査対象となる財務諸表の作成基準や監査の基準が一般事業会社のそれとは別のものが適用されるが、財務諸表監査そのものの本質的属性は共通するものである。したがって、その他の法定監査の監査契約書を作成するに当たっても、本研究報告を参考にすることが適切と思われる。

② 任意監査

企業会計に関する財務諸表等の任意監査も本研究報告の対象としている。

本研究報告における任意監査とは、各種法律により監査が義務付けられていない場合に、委嘱者の個々の要請に基づいて行われる監査をいう。なお、会社法上、会計監査人を設置する義務がない株式会社であっても、定款の定めにより会計監査人を置くことができるが（会社法第326条第2項）、その場合の会計監査人の監査は任意監査ではなく、会社法に基づく法定監査である。

任意監査は、対象となる財務諸表等やその拠り所となる基準が多様となるが、監査という意味においては法定監査で行われるものと本質的には同じものであり、したがって、監査契約書の作成に当たって留意すべき事項等は法定監査と任意監査で基本的に異なるところはないと考えられる。ただし、法定監査と異なり任意監査特有の留意すべき事項については、別途、「Ⅲ 監査契約書作成ガイドライン」において記載している。

現在行われている財務諸表等の任意監査としては、例えば、法定監査が適用されない会社の要請に基づく財務諸表監査、株式公開準備のための財務諸表監査、親会社の関係会社管理の一環として行われる子会社の財務諸表監査などが挙げられる。

(3) 中間監査

特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の6第2項）及び上場会社等以外の会社で四半期報告書の提出を選択しない会社（金融商品取引法第24条の4の7第2項）については、中間期に係る財務計算に関する書類の中間監査が実施される。

① 中間監査の性質

中間監査の目的は、経営者の作成した中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、企業の間接会計期間に係る有用な情報を表示しているかどうかについて監査人が意見を表明することにある。中間監査は、年度監査と同程度の信頼性の保証を与えるものではなく、中間財務諸表に係る利用者の判断を損なわない程度の保証を与える監査として位置付けられており、また、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われており、財務諸表監査に係る監査手続とは異なるものとされている。

このように、中間監査は対象となる財務諸表、監査の基準及び保証の程度がいずれも年度監査とは異なるものである。

一方、中間監査は金融商品取引法監査として、年度の財務諸表の監査の一環として行われることから、基本的には監査の基準は中間監査にも準用され、中間監査の基準では主に中間監査において特有の取扱いが必要な事項に関する指示を明らかにすることとしている。

② 契約書における考え方

上記①で述べたとおり、中間監査は年度の監査とは異なる性質を持つものと考えられるが、一般的には年度の監査の一環として行われるため、中間監査だけの監査契約書を作成せず、年度の監査と合わせた一つの監査契約書を作成することで足りるものと考えられる。ただし、年度監査と比較し、中間監査の性質及び保証の程度が異なることを契約当事者相互で理解することは重要であり、その旨を監査約款に記載することが必要であると考えられる。

(4) 臨時計算書類監査

臨時計算書類は、会計監査人設置会社においては会計監査人の監査を必要とするものであるが（会社法第441条第2項）、剰余金の配当等を行う際の財源となる分配可能額に臨時会計年度の期間損益等を反映させるために設けられた制度（会社法第441条第1項）であり、それを作成するかどうかは株式会社の任意とされていることから、当該制度の利用は限定されるものと思われる。臨時計算書類に対する会計監査人の監査は、文字どおり臨時的に行われるもので、年度の監査とは別個のもの

であり、この監査契約を年度の計算書類等に対する会社法監査の契約書の中に織り込むことは、通常、困難であると考えられるため、本研究報告では、別途、監査契約書の作成例を示すこととした。

2. 監査契約書の特質及び内容

(1) 監査契約書の特質

本研究報告の対象としている監査は、公認会計士等が行うことから、業務の内容、業務の結果としての監査報告書の内容について、監査契約の委嘱者や監査報告書の利用者が様々な期待を持つこととなるが、監査についての理解が十分でないことなどにより、監査の持つ本来的な性質以上に過大な期待を持つ場合も考えられる。したがって、監査報告書にはこれらの期待ギャップから生じる誤解を防ぐために、適切な内容の記載が必要となるが、監査契約書にもあらかじめ同様の趣旨を記載することにより、契約依頼者の理解を深め、契約当事者間の誤解と紛争の発生を未然に防止することが、監査契約書作成の主たる目的であり、特質といえる。このために監査契約書に記載すべき具体的な内容は、保証の程度、契約当事者双方の責任範囲と限界、又は監査そのものの限界など、監査の本質的属性に由来する内容のものとなる。

さらに、監査契約書に記載すべき内容として、職業的専門家としての責任の倫理上の基本原則からくるものがある。独立性、守秘義務、職業的専門家としての正当な注意に関する事項等がこれらに該当する。これらは契約当事者の合意に基づくものでなく、既に法律等に規定されている事項について、内容の重要性を考慮し、監査契約書に記載し、契約当事者が確認を行うために記載する事項といえる。

上記のように監査の本質的属性や倫理上の基本原則からくるものとして監査契約書に記載すべき内容は、既に監査において準拠すべき基準、法律等により規定されているものであり、契約当事者間の協議により変更が可能となるものではない。この意味では監査契約書にこれらの記載がなくとも、基準や法律等によりカバーされるとも考えられるが、監査業務の内容の理解に期待ギャップがあるのは当然であり、監査契約書にこれらの内容を明確に記載することにより、監査契約の委嘱者の理解を高め、期待ギャップを解消し、後日の紛争を防ぐこととなる。

また、監査の本質的属性、法律的側面から考えられる公認会計士等に対する損害賠償責任の範囲（会社法上の株式会社に対する責任の一部免除制度の採用を含む。）及び限界に関する事項も監査契約書における重要な記載内容となる。

上記のほか、監査契約書作成の本来の目的ともいえる当事者間において合意した内容として記載する事項は、例えば、監査の目的、対象となる財務諸表等の特定、監査報告書の内容や報酬に関する事項等があり、監査の内容に応じて記載することとなる。

(2) 監査契約書の内容

監査契約書に織り込むべき具体的な内容は後述する「Ⅲ 監査契約書作成ガイドライン」で明示するが、監査業務の開始前に契約当事者で合意しなければならない実

施条件として、監査契約書において共通して記載すべき主な項目の内容を示せば、次のとおりとなる。

① 監査の目的及び対象

監査の目的、対象となる財務諸表等を特定する内容を記載する。

また、会社法、金融商品取引法等根拠となる法令等に基づき監査が行われることを明示することとなる。

② 監査を実施する際に準拠する作成等の基準及び監査基準

経営者が作成する財務諸表等の作成基準及び監査を実施する際に公認会計士等が準拠する監査基準を記載する。

③ 監査の具体的内容及び特徴（保証の程度を含む。）

これらは上記①の目的及び対象並びに②の監査を実施する際に準拠する作成等の基準及び監査基準で記載した事項をより具体的に説明することとなる。

また、監査人の意見を表明する責任及び監査の本質的性質に基づく監査の限界等について記載する。

④ 委嘱者（経営者）の責任及び公認会計士等の責任

委嘱者の経営者及び公認会計士等の責任を記載する。

⑤ 監査報告書の内容及び形式

監査報告書の内容及び形式は、監査を実施する際に準拠する監査基準において定められているため、監査を実施する際に準拠する監査基準を明示することで当該条件を記載したものとなると考えられる。また、状況によっては契約を解除、又は意見の表明ができない場合もあることを記載する。

⑥ 監査人の独立性

監査人の独立性の保持に関する事項を記載する。

⑦ その他必要と考えられる項目

例えば、監査報告書の利用の制限、守秘義務、報酬及び経費の額、契約の解除・終了、損害の賠償、裁判の管轄等を記載する。

Ⅲ 監査契約書作成ガイドライン

1. 監査契約書の目的

監査契約書作成の主たる目的は、監査の本質的属性に由来する契約当事者双方の責任や監査の限界などを契約書に明示することにより、契約当事者の監査に関する理解を高め、誤解や後日の紛争を未然に防ぎ、双方の利益を合理的に保護することにある。特に、任意監査の場合には、監査の目的と責任範囲が自明である法定監査と異なり、監査の目的、内容、責任の範囲などについて、契約当事者の合意が不可欠である。

2. 文書化の必要性

一般的に契約とは、相対立する複数当事者の意思表示の合致、すなわち合意によって成立する法律行為であり、合意をみたとき当事者の間でその事実を証し、内容を明らかにしておくべく作成される文書が契約書である。したがって、契約は当事者が合意すれば成立するが、契約当事者間の誤解を防ぎ、双方の利益を合理的に保護するとともに、後日の紛争を防ぐ観点からも、文書化（監査契約書の作成）が必要である。なお、任意監査の場合には、監査報告書が目的外の用途に使用された場合には、それを閲覧した者に対して無用の誤解を与えるおそれがある。このような危険が予想される場合には、監査報告書に、その用途と責任の限定などを書き込むことについて、あらかじめ監査契約書によって合意しておく必要がある。

3. 作成の時期

監査契約書は、適切な監査業務が実施できるかを判断するため、単年度ごとに作成する。また、監査の目的、契約当事者双方の責任範囲等は、監査業務開始前に契約当事者が了解しておく事項であり、監査契約書は、監査業務の開始に先立って作成されなければならない。

4. 指定社員の通知

指定社員の通知は特定の証明ごとに行う必要があり、また、公認会計士法ではその期限については具体的に規定されていないが、一般的には、業務着手前に行うべきものとされている（公認会計士制度委員会研究報告第3号「指定社員制度Q&A」（平成16年3月16日）のQ14参照）。このため、通常、指定社員の通知は、契約の対象とする特定の証明に係る指定社員の通知として契約締結と合わせて行うことになる。

5. 監査契約書の作成形式

監査契約書の作成形式には、すべての契約内容を契約条項として書き込む方式と定型約款添付方式がある。どちらであっても法律的な効力に違いはないが、一般的に契約内容のボリュームが大きくかつ内容が画一的である場合には、定型約款を使用する方が利便性がより発揮されるものと思われる。

我が国の法定監査と任意監査の実務においては、定型約款添付方式が主流になっていることにかんがみ、本研究報告においては法定監査と任意監査の契約書について定型約款添付方式を採用している。

6. 監査契約の法的解釈と監査人の責任

(1) 監査契約の法的解釈

会社法上、株式会社と会計監査人との関係は、委任に関する規定に従うこと（会社法第330条）とされている（注3）。金融商品取引法に基づく監査契約の法的性質も会社法のそれと変わりはないものと考えられるが、明確にはされていない。もっとも、監査契約の法的性質がどうであっても、監査契約実施に際して法律面からみた監査人の責任レベルや内容に実質的に異なるところはなく、監査契約書の記載内容に特段の影響はないものと考えられる。なお、印紙税法上は、会計監査人の就任承諾書は委任に関する契約書に該当し課税文書に当たらないが、監査契約書は監査に係る労務の提供そのものではなく、その成果物である監査報告書の提出を目的とする等の点から、請負に関する契約書として取り扱われ（注4）、課税文書に当たるとされる。

（注3）委任とは、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる契約である（民法第643条）。そして、法律行為でない事務の委託が準委任とされ（民法第656条）、委任の規定を準用することとされている。他方、請負とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約する」もの（民法第632条）である。すなわち、労務の提供そのものではなく、労務の提供による仕事の完成を目的としており、監査のような、必ずしも委嘱者が期待する無限定適正意見の監査報告書が提出されるだけではないような契約にはなじまない。このように、監査は、職業的専門家としての高度な労務の提供を目的とする等の点で準委任契約と解されている。

（注4）印紙税法基本通達別表第1「課税物件、課税標準及び税率の取扱い」の第2号文書（請負に関する契約書）14（会社監査契約書）に「公認会計士（監査法人を含む。）と被監査法人との間において作成する監査契約書は、第2号文書（請負に関する契約書）として取り扱う。」とされている。

(2) 法定監査と任意監査における監査人の責任

法定監査と任意監査は、いずれも財務諸表監査という点では、基本的な枠組みや本質は変わらず、監査人がどのような責任を負うかについては原則的には同じものである。しかし、任意監査は、会社法及び金融商品取引法により監査の内容及び監査人の責任を定めている法定監査と異なり、その監査の目的、監査についての条件、さらには監査人の責任の範囲について、民法の一般的な規定又は契約によって規律しなければならない。

そのため、任意監査の契約に当たっては、当事者間であらかじめ次のような事項について監査契約書上で合意しておくことが望まれる。

- ① 監査報告書の使用目的
- ② 監査を行うことについて委嘱者が整えるべき内部統制などの具体的内容
- ③ 監査報告書の内容と、監査人の責任の範囲

監査契約において検討されるべき監査人の責任の範囲に関する事項としては、監査人が会社に対して負う債務不履行による損害賠償責任と、委嘱者が内部統制の構築や従業員などについて監督を怠った場合の過失相殺についての条項、さらには監査人についての免責の範囲に関する事項などを挙げるができる。

7. 会社法監査と金融商品取引法監査の両方を実施する場合の取扱い

会社法監査と金融商品取引法監査の両方を実施する場合には、従来から、その業務の性質上、それぞれの報酬を区分することはしていない。

一方、会社法には、責任の一部免除制度を導入する場合における最低責任限度額の算定の基礎となる報酬等（会社法第425条、会社法施行規則第113条）、事業報告に記載される会計監査人の報酬等（会社法施行規則第126条第2号）及び監査役の同意の対象となる報酬等（会社法第399条）の規定がある。そして、これらの会社法における報酬等に関する規律は当然に、会計監査人としての報酬等、すなわち会社法監査の報酬等に対するものと考えられる。

そのため、この会社法関係規制と実務上の報酬の取扱いの関係が問題となるが、会社法の規制は必ずしも報酬の区分を要求するものではなく、報酬を区分していなければ、金融商品取引法監査の報酬等も含めたところで会社法監査の報酬等として取り扱われることになると考えられるため、留意が必要である。

8. 監査契約書に記載する具体的事項

監査契約書に記載する具体的事項には、監査の目的、契約当事者双方の責任など、契約当事者が理解すべき基本的な重要項目として必ず記載すべき事項と、契約当事者の合意により必要に応じて記載する事項とがある。

(1) 監査契約書に必ず記載すべき事項

(a) 監査人の適格要件及び利害関係

監査人は、被監査会社との関係において独立の立場を損なう利害及び独立の立場に疑いを招く概観を有していないこと、具体的には、身分的・経済的利害関係がないこと並びに継続関与期間の上限に達していないこと及び上限に達した後の監査禁止期間を経ていることが必要であり、それらを契約書上で確認する。監査業務の制限については、公認会計士法を始め、会社法、金融商品取引法等の監査の根拠となる法律や日本公認会計士協会倫理規則にそれぞれ規定されており、契約を交わす前にこれらの規定に抵触しないことを当事者間で確認しておく必要がある。また、契約締結後においても、受嘱者が独立性の保持を損なう事実の有無について、委嘱者及び受嘱者が相互に十分な情報を提供しなければならないことを記載する。

(b) 監査の目的及び対象

法定監査の場合は根拠となる法令等を記載する。なお、臨時計算書類の監査の場合には、臨時貸借対照表及び臨時損益計算書に加え、監査意見形成に関して重要と考えられる注記事項も、その対象となる旨を記載する。臨時計算書類の監査における注記事項の取扱いについては、会計制度委員会研究報告第12号「臨時計算書類の作成基準について」（平成18年11月10日）が参考になる。

任意監査の場合には、対象となる財務諸表等の作成基準や監査報告書の内容の特定を行う。監査契約書に監査の目的を具体的に記載するほか、監査報告書にも監査の目的を具体的に記載し、利用者に不要な誤解を与えないように注意する必要がある。会社法基準に準じた監査は、会社法に基づく法定監査を受ける義務は負っていないが、会社が、会社法に規定する計算書類等を完全な一組として作成し、当該会社の要請に基づき監査を実施する場合が考えられる。例えば、会社法に基づく法定監査を受ける義務はないが、親会社の関係会社管理の一環として行われる子会社の計算書類等の監査が考えられる。

なお、「II 監査の種類及び内容並びに監査契約書の特質及び内容」の1. (2) 「② 任意監査」で述べたとおり、会社法上、会計監査人を設置する義務がない株式会社であっても、定款の定めにより会計監査人を置くことができるが（会社法第326条第2項）、その場合の会計監査人の監査は任意監査ではなく、会社法に基づく法定監査である。

(c) 財務諸表等の作成基準

経営者が作成する財務諸表等である年度の財務計算に関する書類及び計算書類等については、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成する旨の記載を行う。

(d) 監査の基準

監査人は我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施する旨の記載を行う。なお、年度監査とともに中間監査を行う場合は年度監査との保証水準の違いを記載する。任意監査の場合にも、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従うことを明示し、追加して行うべき事項がある場合には、その内容を特定して具体的に記載すべきである。

(e) 経営者の責任

委嘱者の経営者は、法規を遵守し、内部統制を確立維持し、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して財務諸表等を作成する責任を有する旨を記載する。これは、次に述べる監査人の責任との区別（二重責任の原則）を明示するものである。

なお、金融商品取引法監査の場合には、上記のほか、受嘱者が、金融商品取引法に基づき通知した委嘱者の法令違反等事実の是正その他の適切な措置をとる責任を含むことを加えることも考えられる。

(f) 監査人の責任

監査人は、独立した立場において、公正不偏の態度を保持し、職業的専門家としての正当な注意をもって監査を行い、財務諸表等の適正性について意見を表明する責任を有する旨を記載する。これは、上記(e)の経営者の責任と相まって、二重責任の原則を明示するものである。また、意見を形成するに足る合理的な基礎が得られないときは、意見を表明しない旨を記載する。

(g) 監査の限界

財務諸表等の作成には経営者による見積り及び判断が多く含まれていること、監査は固有の限界がある内部統制に基礎を置く試査により行われる手法であること、監査証拠の多くは絶対的なものではなく心証的なものであること等から、監査には重要な虚偽の表示でさえも、その一部が発見されないまま残る可能性が存在することを委嘱者が了解する旨を記載する。任意監査の場合には、さらに監査の目的に合わせた責任の拡張と限定についても合意する必要がある。

(h) 監査報告書等の提出時期

監査の対象となる財務諸表等に係る監査報告書及び中間監査報告書の提出時期を記載する。法定監査、任意監査ともに双方の協議により決定された期日を記載する。なお、会社法監査の場合には、監査報告書の提出時期について、会計監査人、特定取締役、特定監査役との間で合意により定めた日（注5）を期限とする場合もある。

（注5）会社計算規則第158条第1項参照。なお、特定取締役という文言には委員会設置会社の執行役が、また、特定監査役という文言には委員会設置会社の監査委員が、それぞれ含まれていることに留意する（同条第4項第2号、第5項第3号）。

(i) 経営者確認書

委嘱者は、受嘱者が我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準及び中間監査の基準に基づく監査手続の一環として、財務諸表等の作成の責任は経営者にあることの確認等を内容とした経営者確認書を監査報告書及び中間監査報告書の交付日に経営者から入手することを了解する旨の記載を行う。

また、上記の経営者確認書のほか、監査の実施過程において必要と認めた事項について、経営者から書面による陳述を入手することを了解する旨の記載を行う。

(j) 経営者の協力

委嘱者は、監査人が監査を実施するに当たって全面的に協力し、関係部署（関係会社等を含む。）に対し周知を図らなければならないこと、監査に関連して必要な記録、文書及びその他の情報のいずれについても監査人が入手することに制限を設けないことを記載する。これらが制限され、あるいは隠蔽された場合の責任は委嘱者にあることを確認する。

(k) 守秘義務

監査人の一般的な守秘義務と、これが解除される正当な理由について合意する。守秘義務が解除されるのは、次の場合などであることを記載する。

- ア. 受嘱者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
- イ. 受嘱者が、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出る場合
- ウ. 受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合
- エ. 受嘱者が、監査業務の引継ぎに際し、後任監査人（監査予定者を含む。）からの質問及び監査調書の閲覧に応じる場合並びに後任監査人に財務諸表における虚偽の表示にかかわる情報又は状況を伝達する場合
- オ. 受嘱者が、訴訟、調停及び審判等において自己の利益擁護のため必要な場合（これには裁判での証言、監査調書を証拠として提出する場合等が該当する。）

その他、守秘義務に関する留意事項として、次の事項が挙げられる。

- ア. 監査人が証券取引等監視委員会等の求めに応じ報告を行う場合の取扱いについて、会社と事前に協議しておくことが望ましい。
- イ. 意見審査を外部の公認会計士に委託する場合も想定されるが、自らの事務所内で審査が実施できる場合には、この記載は不要である。
- ウ. 日本公認会計士協会が実施する品質管理レビュー以外の会計事務所等が所属するネットワーク内における品質管理レビューについては、職業上の義務若しくは権利又は法令等の要請によるものではない。したがって、当該品質管理レビューに関する守秘義務の解除に関しては、監査契約において条項として織り込むなど、あらかじめ委嘱者の了解を得ておくことが必要となる（倫理委員会報告第2号「職業倫理に関する解釈指針（その2）」（平成19年10月3日）のQ5参照）。

(1) 業務執行社員又は指定社員若しくは指定有限責任社員の通知

業務を執行すべき社員（業務執行社員）の氏名を通知する旨、又は契約書にその者の氏名を記載する。なお、公認会計士法第34条の10の4に規定する特定の証明について、業務を担当する社員（指定社員）を指定した場合には、指定社員の氏名を通知する旨、又は契約書にその者の氏名を記載する。また、有限責任監査

法人の場合には、以下のとおり、業務を担当する指定有限責任社員を通知する旨、又は契約書にその者の氏名を記載する。もっとも、指定有限責任社員の通知は、指定社員の通知とは異なり、契約書等の書面によらず、電磁的方法によることもできる（公認会計士法第34条の10の4第4項、第34条の10の5第4項、公認会計士法施行規則第22条）。個人事務所が契約する場合は、この項目は不要である。

3. 指定有限責任社員の通知

受嘱者は公認会計士法第34条の10の5に基づき、本契約における監査について、下記の社員を業務を担当する社員として指定し、本契約成立時に委嘱者に通知したものとす。

公認会計士 ○ ○ ○ ○ （当該事業年度を含む継続関与年数○年）

公認会計士 ○ ○ ○ ○ （当該事業年度を含む継続関与年数○年）

(m) 委託審査

「監査意見表明のための委託審査要領」（平成18年7月12日 日本公認会計士協会）に基づき、審査を事務所内で実施できない個人事務所が審査を委託する場合には、同要領第14項に基づきその旨の記載を行い、審査担当員の氏名を通知又は契約書に記載する。また、同要領による審査以外の審査を委託する場合にも、その旨の記載等を同様に行う。

(2) 必要に応じて記載する事項（例示）

(a) 報酬及び経費の負担

監査報酬の額、支払時期、報酬の改定及び監査を実施するために必要な経費の負担等に関して、双方が合意した内容を記載する。

また、委嘱者の内部統制の不備、経営組織の改変、監査対象取引の増加又は合併買収の実施等を原因として監査執務の時間数が予定を超えることとなった場合の取扱いを記載する。

さらに、上記の「監査意見表明のための委託審査要領」に基づき、審査を委託する場合には、審査に要する費用を明記することが望ましい。同要領による審査以外の審査を委託する場合にも、同様に明記することが望ましい。

(b) 監査計画に関する事項

監査人が採用する監査手続、その実施時期及び従事場所等の監査計画に関する事項で、あらかじめ合意が必要と判断した事項を記載する。

(c) 提出予定のその他の報告書又は文書

監査報告書以外の報告書などの提出を予定している場合には、その内容を監査契約書に記載する。例えば、内部統制の改善提案書や監査発見事項の報告書等が該当する。

(d) 監査の一部における他の公認会計士等の利用

会社の支店や工場が遠隔地にある場合等、監査人が直接現地に出向くよりは、現地の公認会計士等に監査人が監査を依頼し、その結果を利用する方が効果的かつ効率的な場合がある。その場合には、契約書において他の公認会計士等の利用について合意しておく必要がある。

(e) 監査の一部における専門家の利用

監査人が監査を実施する過程で、資産の評価、法律上又は税務上の判断、コンピュータシステムの評価等については、専門家を利用する方が効果的かつ効率的な場合がある。その場合には、契約書において専門家の利用について合意しておく必要がある。

専門家の例としては、不動産鑑定士、弁護士、税理士、システム監査人、年金数理人等が考えられる。

(f) 監査役（監査委員）との連絡

監査人が監査を実施するに当たって、監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡を取り合うことを確認する旨の記載を行う。併せて、委嘱者は、受嘱者が委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に監査を行えるように、十分配慮を行う旨の記載を行う。

(g) 契約の解除・終了

委嘱者又は受嘱者の責めに基づき、監査が実施不可能となった場合の契約の解除その他の解除事由、天災・事変などの場合における契約の終了、解除・終了の場合の報酬の取扱い等について、両者の合意が得られた事項を記載する。

例えば、受嘱者の委嘱者に対する催告を要しない解除事由としては次のようなものがある。もっとも、以下の事由に該当する場合でも、軽微なものについては、実務的には、直ちに解除の通知を行うのではなく、委嘱者に対しあらかじめ是正がされなければ解除する旨の催告をし、なお是正がされない場合に解除の通知を行うことになるものと考えられる。

ア. 委嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能になった場合

イ. 委嘱者が、法令、定款その他遵守すべき規則及び規程を遵守しない場合

ウ. 委嘱者の主な株主、役員及び取引先等が反社会的勢力であると判明した場合
(注6) 又は委嘱者の実質的な主要株主が把握できない場合

エ. 委嘱者がその資産の保有等に関する適切な内部統制の整備、法的若しくは物理的な措置をとらない場合

オ. 委嘱者の役職員が受嘱者の業務遂行に誠実に対応しない場合等、受嘱者の委嘱者に対する信頼関係が著しく損なわれた場合

(注6) 当該事由に該当する場合には、反社会的勢力に対し毅然たる態度をとるために、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と

緊密な連携関係を構築するなど、適切に対処する必要がある。また、反社会的勢力の定義に関しては、反社会的勢力への企業の対応を示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日 犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)において、「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。」とされていることに留意する。

なお、金融商品取引法監査の場合には、上記のような事由のほか、受嘱者が、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出た場合を加えることも考えられる。

また、後任監査人への引継ぎの協力についても必要に応じて記載する。さらに、裁判の管轄を定めた場合の当該裁判の管轄、守秘義務の定め等、契約終了後もなお有効に存続するものを特定して記載を行う。

(h) 損害の賠償

会社又は監査人の債務不履行による損害賠償及び不法行為責任等に関する事項で合意したものを記載する。過失相殺、軽過失免責などの項目もこれに該当することになる。

会社法においては、会計監査人の株式会社に対する責任は、取締役等と同様に、株主代表訴訟の対象となる(会社法第847条第1項)。そのため、会計監査人の株式会社に対する責任について、その範囲や限界に関する事項を契約書に記載することが重要になってくる。会社法上、会計監査人の当該責任については取締役等と同様に、総株主の同意がなければ免除できないが(会社法第424条)、一定の要件を満たす場合には、当該責任の一部については、次のいずれかの手続を経て免除することが可能である(会社法第425条から第427条)。

ア. 株主総会の特別決議(会社法第425条)

会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、株主総会の特別決議により、賠償責任額から最低責任限度額を控除した額について免除する手続である。

イ. 定款の定めに基づく取締役会決議(会社法第426条)

取締役が二人以上の監査役設置会社又は委員会設置会社において、会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に、責任の原因となった事実の内容、当該会計監査人の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときに、取締役の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)により、賠償責任額から最低責任限度額を控除した額について免除する手続である。

ウ. 定款の定めに基づく契約締結（会社法第427条）

会計監査人が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合に、会計監査人と責任限定契約を締結することにより株式会社の定款で定めた範囲内であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を責任の限度とする手続である。このような責任限定契約を締結する場合には、株式会社において、あらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として会計監査人と責任限定契約を締結することができる旨の定めを設けるための定款変更の手続及び当該定款変更についての監査役又は監査委員の同意が必要となる（会社法第427条第1項、第3項）。

これら責任の一部免除の手続のうち、契約書に関係するのはウの手続である。そこで、本研究報告では、ウの手続により責任の一部免除をする場合の監査契約書の作成例を示している。

(i) 監査報告書等の利用制限

監査報告書等は対象である財務諸表等と一体となって利用されており、財務諸表等と切り離されて利用されることには多大のリスクがある。また、ITの発展に伴いホームページ等を通じて、不特定多数の者に監査報告書等が公開される機会も多い。監査人としては監査の結果を記載した監査報告書等の利用方法等について強い関心をもつ必要があり、会社との間で利用についての制限、報告義務等を明確にしておく必要がある。

(j) 裁判の管轄

監査人に特に支障がなければ、東京地方裁判所を管轄裁判所として指定しておくことが契約当事者双方にとって便宜である。監査に関する訴訟は判例が少なく、また、事案の性質上、膨大な書面と証拠の提出が必要とされる。そのため、過去の訴訟事案においても、双方にとって大規模な法律事務所に事件の解決を依頼し、訴訟も、東京地方裁判所の商事事件専門部が担当することが多い。仮に、商事専門部のない裁判所に訴訟が提起された場合は、代理人の出頭に時間を要するだけでなく、裁判所にも多大な負担をかけることになってしまうが、これは双方にとっても、裁判所にとっても好ましくない事態である。

(k) 個人情報保護法

監査業務の実施に当たって、個人情報保護法の目的、その趣旨、監査人に課せられた守秘義務等を踏まえ、委嘱者と個人データの安全管理に係る取扱い等に関して事前に十分協議を行い、必要に応じて監査契約書に明記する。

IV 付録 監査契約書の作成例

1. 監査契約書の作成例の位置付け

監査契約書の作成例は「Ⅲ 監査契約書作成ガイドライン」に基づきその内容を具体化した一例である。対象となる財務諸表等や監査報告書等の提出時期等の記載事項は契約当事者双方の交渉により具体的な内容が決定される項目であり、実際の監査契約書ではそれぞれ合意された内容が記載されることとなる。

実際の監査契約書の作成においては、監査契約書作成ガイドライン及びこの作成例を参考として状況に応じた適切な監査契約書を作成しなければならない。

2. 監査契約書の作成例の種類

(1) 法定監査契約書

法定監査契約書の作成例として、次の7様式を示している。会社法の連結計算書類の監査の有無などにより、修正が必要となる。なお、本研究報告では、金融商品取引法監査のうち、上場会社等以外の会社で四半期報告書の提出を選択しない会社（金融商品取引法第24条の4の7第2項）の様式を示すこととする。

様式1：個人用（会社法監査単独）

様式2：監査法人用（会社法監査単独、指定社員制度利用）

様式3：個人用（会社法監査・金融商品取引法監査）

様式4：監査法人用（会社法監査・金融商品取引法監査）

様式5：監査法人用（会社法監査・金融商品取引法監査、指定社員制度利用）

様式6：個人用（臨時計算書類監査）

様式7：監査法人用（臨時計算書類監査、指定社員制度利用）

(2) 任意監査契約書

任意監査契約書の作成例として、次の2様式を示している。

様式8：会社法基準に準じた監査

様式9：その他の任意監査

「Ⅱ 監査の種類及び内容並びに監査契約書の特質及び内容」の1.(2)「② 任意監査」で述べたとおり、本研究報告における任意監査とは、各種法律により監査が義務付けられていない場合に実施される監査であり、具体的には、会社法監査に準じた監査（会社法基準に準じた監査）、金融商品取引法監査に準じた監査（金融商品取引法基準に準じた監査）及びその他の任意監査を意味している。任意監査の監査契約書の作成例には、法定監査では自明とされる項目であっても、契約当事者双方においてその内容を明確にするためにあえて記載している項目があることに留意する。

なお、金融商品取引法基準に準じた監査については、会社等が株式公開準備のため、現在は金融商品取引法が適用されないが、将来、金融商品取引所に有価証券を上場するときなどに作成が要請される財務計算に関する書類（貸借対照表、損益計

算書その他の財務計算に関する書類)を完全な一組として作成し、当該会社等の要請に基づき実施する財務諸表監査を行うような場合に利用されることが考えられる。本研究報告では、このような金融商品取引法基準に準じた監査に基づく監査契約書の様式は特に示していないが、研究報告第6号の様式や本研究報告のその他の任意監査(様式9)の監査約款を参考に適宜作成されたい。

また、その他の任意監査は、会社法基準に準じた監査又は金融商品取引法基準に準じた監査とは異なり、財務諸表等の一部である貸借対照表及び損益計算書について実施する監査や、何らかの会計基準に準拠して作成された書類について実施する監査であり、実務上幅広いものになると考えられることから、その他の任意監査の監査契約書及び監査約款については、監査対象の作成目的に合わせて適宜修正する必要があることに留意されたい。

[法定監査契約書の作成例]

様式 1 : 個人用 (会社法監査単独)

監 査 契 約 書

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

収入印紙貼付欄

収入印紙は印紙税法第2条による。
本契約書は各 に契印すること。

監 査 契 約 書

委嘱者

受嘱者

委嘱者と受嘱者とは、会社法第337条の欠格事由のないこと、並びに公認会計士法第24条から第24条の3及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を確認し、次のとおり監査契約を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」は本監査契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとして、委嘱者と受嘱者において効力を有するものである。

1. 監査の目的

- (1) 会社法第436条第2項第1号に基づく計算書類及びその附属明細書の監査
- (2) 会社法第444条第4項に基づく連結計算書類の監査

(注) 連結計算書類の監査を行わない場合は(2)を除する。

2. 監査の対象となる事業年度

第	期	自	平成	年	月	日
			平成	年	月	日

3. 監査責任者の氏名

公認会計士 ○ ○ ○ ○ (当該事業年度を含む継続関与年数○年)

4. 監査責任者以外の主な監査従事者の氏名及び資格

公認会計士 ○ ○ ○ ○

5. 監査報告書の提出時期

(1) 1. 監査の目的(1)に対するもの
監査報告書 平成 年 月

(2) 1. 監査の目的(2)に対するもの
監査報告書 平成 年 月

(注1) 委嘱者の特定取締役、特定監査役及び受嘱者の間で合意により定め
た日を提出期限とする場合には、当該日を記載する。

(注2) 連結計算書類の監査を行わない場合は、「1. 監査の目的(2)に
対するもの」は 除する。

6. 受嘱者との連絡に当たる委嘱者の役職員の氏名及び役職名又は所属部課

7. 監査予定時間数並びに従事場所、時期及び日程

(1) 監査予定時間

監査従事者の監査予定時間数については、受嘱者が定める監査計画に従い、次のとおりとする。

監査責任者	時間
公認会計士	
その他	
計	時間

(2) 従事場所、時期及び日程

従事場所、時期及び日程については、受嘱者の申出に従い、別途協議する。

8. 委託審査に関する事項

(1) 委嘱者は本監査に当たり、受嘱者が、「監査意見表明のための委託審査要領」（平成18年7月12日 日本公認会計士協会）に基づき（注）、他の公認会計士に審査を委託することを了解する。審査担当員は、監査約款第8条に規定する守秘義務を負うものとする。

(2) 審査担当員の氏名及び資格

公認会計士 ○ ○ ○ ○

（注）監査事務所が、「監査意見表明のための委託審査要領」による審査以外の審査を委託する場合には、「監査意見表明のための委託審査要領」（平成18年7月12日 日本公認会計士協会）に基づき、の記載を 除する。

9. 報酬の額及びその支払の時期

(1) 報酬の額（内 委託審査に要する費用）

(2) 支払の時期

10. 経費の負担

11. 責任限定契約

(1) 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に 意又は重大な過失があった場合を除き、〇〇 又は受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を じて得た額のいずれか高い額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

(2) 受嘱者の行為が(1)の要件を 足するか かにについては、委嘱者がこれを判断し、 やかに受嘱者に結果を通知するものとする。

(注) 責任の一部免除に関する定款の定めがない場合は「11. 責任限定契約」は 除する。

12. 特 約

(1) 外会計事務所等への監査業務の委嘱

(2) 裁判の管轄

(3) その他

本契約締結の証として本契約書2通を作成し当事者各1通を保有する。

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

様式2：監査法人用（会社法監査単独、指定社員制度利用）

監 査 契 約 書

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

監 査 契 約 書

委嘱者

受嘱者

委嘱者と受嘱者とは、会社法第337条の欠格事由のないこと、並びに公認会計士法第24条から第24条の3、同法第34条の11から第34条の11の5及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を確認し、次のとおり監査契約を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」は本監査契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとして、委嘱者と受嘱者において効力を有するものである。

1. 監査の目的

- (1) 会社法第436条第2項第1号に基づく計算書類及びその附属明細書の監査
- (2) 会社法第444条第4項に基づく連結計算書類の監査

(注) 連結計算書類の監査を行わない場合は(2)を除する。

2. 監査の対象となる事業年度

第	期	自	平成	年	月	日
			平成	年	月	日

3. 指定社員の通知

受嘱者は公認会計士法第34条の10の4に基づき、本契約における監査証明業務を指定証明とし、下記の社員を業務を担当する社員として指定し、本契約成立時に委嘱者に通知したものとする。

公認会計士 ○ ○ ○ ○ (当該事業年度を含む継続関与年数○年)

公認会計士 ○ ○ ○ ○ (当該事業年度を含む継続関与年数○年)

4. 指定社員以外の主な監査従事者の氏名及び資格

公認会計士 ○ ○ ○ ○

5. 監査報告書の提出時期

(1) 1. 監査の目的(1)に対するもの

監査報告書 平成 年 月

(2) 1. 監査の目的(2)に対するもの

監査報告書 平成 年 月

(注1) 委嘱者の特定取締役、特定監査役及び受嘱者の間で合意により定め
た日を提出期限とする場合には、当該日を記載する。

(注2) 連結計算書類の監査を行わない場合は、「1. 監査の目的(2)に
対するもの」は 除する。

6. 受嘱者との連絡に当たる委嘱者の役職員の氏名及び役職名又は所属部課

7. 監査予定時間数並びに従事場所、時期及び日程

(1) 監査予定時間

監査従事者の監査予定時間数については、受嘱者が定める監査計画に従い、次のとおりとする。

指 定 社 員	時 間
公認会計士	
そ の 他	
計	時間

(2) 従事場所、時期及び日程

従事場所、時期及び日程については、受嘱者の申出に従い、別途協議する。

8. 報酬の額及びその支払の時期

(1) 報酬の額

(2) 支払の時期

9. 経費の負担

10. 責任限定契約

(1) 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に 意又は重大な過失があった場合を除き、〇〇 又は受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を じて得た額のいずれか高い額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

(2) 受嘱者の行為が(1)の要件を 足するか かにについては、委嘱者がこれを判断し、 やかに受嘱者に結果を通知するものとする。

(注) 責任の一部免除に関する定款の定めがない場合は「10. 責任限定契約」は 除する。

11. 特 約

(1) 外会計事務所等への監査業務の委嘱

(2) 裁判の管轄

(3) その他

本契約締結の証として本契約書2通を作成し当事者各1通を保有する。

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

(記載例) 東京 〇〇区〇〇 号
〇 〇監査法人
代表社員 〇 〇 〇 〇 ㊟

指定社員 〇 〇 〇 〇 ㊟

指定社員 〇 〇 〇 〇 ㊟

監 査 約 款

第1条（監査の公共性）

委嘱者と受嘱者は、監査の公共性を認め、互いに協力して、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。

第2条（委嘱者及び受嘱者の責任）

委嘱者の経営者は、法規を遵守し、内部統制を確立維持し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等（計算書類等には連結計算書類が含まれる場合がある。）を作成し、受嘱者が監査を十分に行える時期までに、受嘱者に対し提出する責任を有する。

2. 受嘱者は、独立した立場において、公正不偏の態度を保持し、職業的専門家としての正当な注意をもって監査を行い、計算書類等の適正性について意見を表明する責任を有する。ただし、受嘱者は自己の意見を形成するに足る合理的な基礎が得られないときは、意見を表明しない。

第3条（監査の基準）

受嘱者は我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行う。

第4条（監査の限界）

委嘱者は、次に掲げる事項により、受嘱者がたとえ適切に監査計画を策定して適切に監査を実施したとしても、不正及び誤りによるすべての重要な虚偽の表示を発見できないことがあることを了解する。

- 一 計算書類等の作成には委嘱者の経営者による見積り及び判断が多く含まれていること
- 二 監査が原則として試査により実施されること
- 内部統制には固有の限界があること
- 四 受嘱者が入手する監査証拠の多くは絶対的なものではなく心証的なものであること

第5条（委嘱者の協力）

委嘱者は、受嘱者が効率的かつ適切に監査を実施できるよう受嘱者に全面的に協力し、関係部署（関係会社等を含む。）に対し周知を図らなければならない。

2. 委嘱者は、受嘱者が必要と判断したすべての記録、書類、その他の情報を受嘱者に提供し、受嘱者の書面又は口頭による質問に対して迅速に答えなければならない。

第6条（経営者確認書）

委嘱者は、受嘱者が我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく監査手続の一環として、計算書類等の作成の責任は経営者にあることの確認等の内容とした経営者確認書を監査報告書の交付日に委嘱者の経営者から入手することを了解する。

2. 前項の経営者確認書のほか、委嘱者は、受嘱者が監査の実施過程において必要と認めた事項について、委嘱者の経営者から書面による陳述を得ることを了解する。

第7条（監査役（監査委員）との連絡）

受嘱者は、委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に監査を行う。

2. 委嘱者は、受嘱者が委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に監査を行えるように、十分配慮を行う。

第8条（守秘義務）

受嘱者は、業務上知り得た委嘱者及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は用してはならない。なお、委嘱者は、上記の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。

- 一 受嘱者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
 - 二 受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合
- 受嘱者が、監査業務の引継ぎに際し、後任監査人（監査人予定者を含む。以下同じ。）か

らの質問及び監査調書の閲覧に応じる場合並びに後任監査人に財務諸表における虚偽の表示にかかわる情報又は状況を伝達する場合

四 受嘱者が、訴訟、調停及び審判等において自己の利益擁護のため必要な場合

第9条（監査報告書の利用）

委嘱者は、受嘱者の作成した監査報告書について、受嘱者に無断で 載等をしてはならない。

第10条（独立性の保持に関する情報提供）

委嘱者と受嘱者は、監査が委嘱者と独立の立場を損なう利害及び独立の立場に疑いを招く外観を有する者によってはなし得ないことを理解し、本契約締結後においても、法令の特別の利害関係及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を損なう事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。

第11条（報酬の改定の申出）

委嘱者の内部統制の不備、経営組織の改変、監査対象取引の増加又は合併買収の実施等を原因として監査職務の時間数が予定を超えることとなった場合には、受嘱者はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。

第12条（契約の解除・終了）

次の各号に該当する場合、受嘱者は委嘱者に対し、何らの催告をすることなく本契約を直ちに解除することができる。この場合において、委嘱者は、監査着手前においては既に支払った報酬の を要求せず、監査着手後においては契約した報酬の全額を受嘱者に支払うものとする。

- 一 委嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能になった場合
 - 二 委嘱者が、法令、定款その他遵守すべき規則及び規程を遵守しない場合
委嘱者の主な株主、役員及び取引先等が反社会的勢力であると判明した場合又は委嘱者の実質的な主要株主が把握できない場合
 - 四 委嘱者がその資産の保有等に関する適切な内部統制の整備、法的若しくは物理的な措置をとらない場合
委嘱者の役職員が受嘱者の業務遂行に誠実に対応しない場合等、受嘱者の委嘱者に対する信頼関係が著しく損なわれた場合
2. 受嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、委嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、受嘱者は、既に受領した報酬を委嘱者に するものとする。
 3. 委嘱者及び受嘱者の責めに することができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。第10条に定める独立性の保持を損なう事実が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。
 4. 本契約が解除又は終了した場合、受嘱者は、監査人予定者の指定に関する通知書を入手したときは、必要と認められた事項について十分な引継ぎを行う。この場合において、委嘱者は、受嘱者が引継ぎを行うために要した費用を負担する。
 5. 本契約において裁判の管轄を定めた場合の当該裁判の管轄、第8条及び第14条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第13条（損害の賠償）

委嘱者又は受嘱者は本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。

第14条（その他）

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。

2. 前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛議調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。

様式3：個人用（会社法監査・金融商品取引法監査（四半期報告書の提出を選択しない
会社））

監 査 契 約 書

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

収入印紙貼付欄

収入印紙は印紙税法第2条による。
本契約書は各 に契印すること。

監 査 契 約 書

委嘱者

受嘱者

委嘱者と受嘱者とは、会社法第337条の欠格事由のないこと、並びに公認会計士法第24条から第24条の3、金融商品取引法第193条の2の特別の利害関係のないこと、及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を確認し、次のとおり監査契約を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」は本監査契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとして、委嘱者と受嘱者において効力を有するものである。

1. 監査の目的

- (1) ① 会社法第436条第2項第1号に基づく計算書類及びその附属明細書の監査
- ② 会社法第444条第4項に基づく連結計算書類の監査

(注) 連結計算書類の監査を行わない場合は②を除する。

- (2) 金融商品取引法第193条の2第1項に基づく財務計算に関する書類の監査

2. 監査の対象となる事業年度

第	期	自	平成	年	月	日
			平成	年	月	日

3. 監査責任者の氏名

公認会計士 ○ ○ ○ ○ (当該事業年度を含む継続関与年数○年)

4. 監査責任者以外の主な監査従事者の氏名及び資格

公認会計士 ○ ○ ○ ○

5. 監査報告書等の提出時期

(1) 1. 監査の目的 (1) ① に対するもの
監査報告書 平成 年 月

1. 監査の目的 (1) ② に対するもの
監査報告書 平成 年 月

(注1) 委嘱者の特定取締役、特定監査役及び受嘱者の間で合意により定め
た日を提出期限とする場合には、当該日を記載する。

(注2) 連結計算書類の監査を行わない場合は、「1. 監査の目的 (1) ②
に対するもの」は 除する。

(2) 1. 監査の目的 (2) に対するもの
① 中間監査報告書 平成 年 月
② 監査報告書 平成 年 月

6. 受嘱者との連絡に当たる委嘱者の役職員の氏名及び役職名又は所属部課

7. 監査予定時間数並びに従事場所、時期及び日程

(1) 監査予定時間

監査従事者の監査予定時間数については、受嘱者が定める監査計画に従い、次のとおりとする。

監査責任者	時間
公認会計士	
その他	
計	時間

(2) 従事場所、時期及び日程

従事場所、時期及び日程については、受嘱者の申出に従い、別途協議する。

8. 委託審査に関する事項

(1) 委嘱者は本監査に当たり、受嘱者が、「監査意見表明のための委託審査要領」（平成18年7月12日 日本公認会計士協会）に基づき（注）、他の公認会計士に審査を委託することを了解する。審査担当員は、監査約款第8条に規定する守秘義務を負うものとする。

(2) 審査担当員の氏名及び資格

公認会計士 ○ ○ ○ ○

（注）監査事務所が、「監査意見表明のための委託審査要領」による審査以外の審査を委託する場合には、「監査意見表明のための委託審査要領」（平成18年7月12日 日本公認会計士協会）に基づき、の記載を 除する。

9. 報酬の額及びその支払の時期

(1) 報酬の額（内 委託審査に要する費用）

(2) 支払の時期

10. 経費の負担

11. 責任限定契約

(1) 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に 意又は重大な過失があった場合を除き、〇〇 又は受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を じて得た額のいずれか高い額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

(2) 受嘱者の行為が(1)の要件を 足するか かにについては、委嘱者がこれを判断し、 やかに受嘱者に結果を通知するものとする。

(注) 責任の一部免除に関する定款の定めがない場合は「11. 責任限定契約」は 除する。

12. 特 約

(1) 外会計事務所等への監査業務の委嘱

(2) 裁判の管轄

(3) その他

本契約締結の証として本契約書2通を作成し当事者各1通を保有する。

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

様式4：監査法人用（会社法監査・金融商品取引法監査（四半期報告書の提出を選択しない会社））

監 査 契 約 書

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

監 査 契 約 書

委嘱者

受嘱者

委嘱者と受嘱者とは、会社法第337条の欠格事由のないこと、並びに公認会計士法第24条から第24条の3、同法第34条の11から第34条の11の5、金融商品取引法第193条の2の特別の利害関係のないこと、及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を確認し、次のとおり監査契約を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」は本監査契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとして、委嘱者と受嘱者において効力を有するものである。

1. 監査の目的

- (1) ① 会社法第436条第2項第1号に基づく計算書類及びその附属明細書の監査
- ② 会社法第444条第4項に基づく連結計算書類の監査

(注) 連結計算書類の監査を行わない場合は②を除する。

- (2) 金融商品取引法第193条の2第1項に基づく財務計算に関する書類の監査

2. 監査の対象となる事業年度

第	期	自	平成	年	月	日
			平成	年	月	日

3. 業務執行社員の氏名

公認会計士 ○ ○ ○ ○ (当該事業年度を含む継続関与年数○年)

公認会計士 ○ ○ ○ ○ (当該事業年度を含む継続関与年数○年)

4. 業務執行社員以外の主な監査従事者の氏名及び資格

公認会計士 ○ ○ ○ ○

5. 監査報告書等の提出時期

- (1) 1. 監査の目的 (1) ① に対するもの
監査報告書 平成 年 月
1. 監査の目的 (1) ② に対するもの
監査報告書 平成 年 月

(注1) 委嘱者の特定取締役、特定監査役及び受嘱者の間で合意により定め
た日を提出期限とする場合には、当該日を記載する。

(注2) 連結計算書類の監査を行わない場合は、「1. 監査の目的 (1) ②
に対するもの」は 除する。

- (2) 1. 監査の目的 (2) に対するもの
- ① 中間監査報告書 平成 年 月
- ② 監査報告書 平成 年 月

6. 受嘱者との連絡に当たる委嘱者の役職員の氏名及び役職名又は所属部課

7. 監査予定時間数並びに従事場所、時期及び日程

(1) 監査予定時間

監査従事者の監査予定時間数については、受嘱者が定める監査計画に従い、次のとおりとする。

業務執行社員	時間
公認会計士	
その他	
計	時間

(2) 従事場所、時期及び日程

従事場所、時期及び日程については、受嘱者の申出に従い、別途協議する。

8. 報酬の額及びその支払の時期

(1) 報酬の額

(2) 支払の時期

9. 経費の負担

10. 責任限定契約

(1) 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に 意又は重大な過失があった場合を除き、〇〇 又は受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を じて得た額のいずれか高い額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

(2) 受嘱者の行為が(1)の要件を 足するか かにについては、委嘱者がこれを判断し、 やかに受嘱者に結果を通知するものとする。

(注) 責任の一部免除に関する定款の定めがない場合は「10. 責任限定契約」は 除する。

11. 特 約

(1) 外会計事務所等への監査業務の委嘱

(2) 裁判の管轄

(3) その他

本契約締結の証として本契約書2通を作成し当事者各1通を保有する。

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

様式5：監査法人用（会社法監査・金融商品取引法監査（四半期報告書の提出を選択しない会社）、指定社員制度利用）

監 査 契 約 書

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

収入印紙貼付欄

収入印紙は印紙税法第2条による。
本契約書は各 に契印すること。

監 査 契 約 書

委嘱者

受嘱者

委嘱者と受嘱者とは、会社法第337条の欠格事由のないこと、並びに公認会計士法第24条から第24条の3、同法第34条の11から第34条の11の5、金融商品取引法第193条の2の特別の利害関係のないこと、及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を確認し、次のとおり監査契約を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」は本監査契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとして、委嘱者と受嘱者において効力を有するものである。

1. 監査の目的

- (1) ① 会社法第436条第2項第1号に基づく計算書類及びその附属明細書の監査
- ② 会社法第444条第4項に基づく連結計算書類の監査

(注) 連結計算書類の監査を行わない場合は②を除する。

- (2) 金融商品取引法第193条の2第1項に基づく財務計算に関する書類の監査

2. 監査の対象となる事業年度

第	期	自	平成	年	月	日
			平成	年	月	日

3. 指定社員の通知

受嘱者は公認会計士法第34条の10の4に基づき、本契約における監査証明業務を指定証明とし、下記の社員を業務を担当する社員として指定し、本契約成立時に委嘱者に通知したものとする。

公認会計士 ○ ○ ○ ○ (当該事業年度を含む継続関与年数○年)

公認会計士 ○ ○ ○ ○ (当該事業年度を含む継続関与年数○年)

4. 指定社員以外の主な監査従事者の氏名及び資格

公認会計士 ○ ○ ○ ○

5. 監査報告書等の提出時期

- (1) 1. 監査の目的 (1) ① に対するもの
監査報告書 平成 年 月
1. 監査の目的 (1) ② に対するもの
監査報告書 平成 年 月

(注1) 委嘱者の特定取締役、特定監査役及び受嘱者の間で合意により定めた日を提出期限とする場合には、当該日を記載する。

(注2) 連結計算書類の監査を行わない場合は、「1. 監査の目的 (1) ② に対するもの」は 除する。

- (2) 1. 監査の目的 (2) に対するもの
- ① 中間監査報告書 平成 年 月
- ② 監査報告書 平成 年 月

6. 受嘱者との連絡に当たる委嘱者の役職員の氏名及び役職名又は所属部課

7. 監査予定時間数並びに従事場所、時期及び日程

(1) 監査予定時間

監査従事者の監査予定時間数については、受嘱者が定める監査計画に従い、次のとおりとする。

指定社員	時間
公認会計士	
その他	
<hr/>	
計	時間

(2) 従事場所、時期及び日程

従事場所、時期及び日程については、受嘱者の申出に従い、別途協議する。

8. 報酬の額及びその支払の時期

(1) 報酬の額

(2) 支払の時期

9. 経費の負担

10. 責任限定契約

(1) 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に 意又は重大な過失があった場合を除き、〇〇 又は受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を じて得た額のいずれか高い額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

(2) 受嘱者の行為が(1)の要件を 足するか かにについては、委嘱者がこれを判断し、 やかに受嘱者に結果を通知するものとする。

(注) 責任の一部免除に関する定款の定めがない場合は「10. 責任限定契約」は 除する。

11. 特 約

(1) 外会計事務所等への監査業務の委嘱

(2) 裁判の管轄

(3) その他

本契約締結の証として本契約書2通を作成し当事者各1通を保有する。

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

(記載例) 東京 〇〇区〇〇 号
〇 〇監査法人
代表社員 〇 〇 〇 〇 ㊟

指定社員 〇 〇 〇 〇 ㊟

指定社員 〇 〇 〇 〇 ㊟

監 査 約 款

第1条（監査の公共性）

委嘱者と受嘱者は、監査の公共性を認め、互いに協力して、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。

第2条（委嘱者及び受嘱者の責任）

委嘱者の経営者は、法規を遵守し、内部統制を確立維持し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務計算に関する書類及び計算書類等（計算書類等には連結計算書類が含まれる場合がある。以上を総称して以下「財務諸表等」という。）を作成し、受嘱者が監査を十分に行える時期までに、受嘱者に対し提出する責任を有する。

2. 前項の責任には、金融商品取引法に基づき受嘱者が通知した法令違反等事実の是正その他の適切な措置をとる責任を含むものとする。
3. 受嘱者は、独立した立場において、公正不偏の態度を保持し、職業的専門家としての正当な注意をもって監査を行い、財務諸表等の適正性について意見を表明する責任を有する。ただし、受嘱者は自己の意見を形成するに足る合理的な基礎が得られないときは、意見を表明しない。

第3条（監査の基準）

受嘱者は我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準及び中間監査の基準に準拠して監査を行う。

2. 中間監査は、年度監査と同程度の信頼性を保証するものではなく、中間財務諸表を利用する者の判断を損なわない程度の信頼性を保証する監査として位置付けられていることに留意する。

第4条（監査の限界）

委嘱者は、次に掲げる事項により、受嘱者がたとえ適切に監査計画を策定して適切に監査を実施したとしても、不正及び誤りによるすべての重要な虚偽の表示を発見できないことがあることを了解する。

- 一 財務諸表等の作成には委嘱者の経営者による見積り及び判断が多く含まれていること
- 二 監査が原則として試査により実施されること
- 三 内部統制には固有の限界があること
- 四 受嘱者が入手する監査証拠の多くは絶対的なものではなく心証的なものであること

第5条（委嘱者の協力）

委嘱者は、受嘱者が効率的かつ適切に監査を実施できるよう受嘱者に全面的に協力し、関係部署（関係会社等を含む。）に対し周知を図らなければならない。

2. 委嘱者は、受嘱者が必要と判断したすべての記録、書類、その他の情報を受嘱者に提供し、受嘱者の書面又は口頭による質問に対して迅速に答えなければならない。

第6条（経営者確認書）

委嘱者は、受嘱者が我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準及び中間監査の基準に基づく監査手続の一環として、財務諸表等の作成の責任は経営者にあることの確認等を含めた経営者確認書を監査報告書及び中間監査報告書の交付日に委嘱者の経営者から入手することを了解する。

2. 前項の経営者確認書のほか、委嘱者は、受嘱者が監査の実施過程において必要と認めた事項について、委嘱者の経営者から書面による陳述を得ることを了解する。

第7条（監査役（監査委員）との連絡）

受嘱者は、委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に監査を行う。

2. 委嘱者は、受嘱者が委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に監査を行えるように、十分配慮を行う。

第8条 (守秘義務)

受嘱者は、業務上知り得た委嘱者及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に開示し、又は用してはならない。なお、委嘱者は、上記の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。

- 一 受嘱者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
- 二 受嘱者が、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出る場合
受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合
- 四 受嘱者が、監査業務の引継ぎに際し、後任監査人（監査人予定者を含む。以下同じ。）からの質問及び監査調書の閲覧に応じる場合並びに後任監査人に財務諸表における虚偽の表示にかかわる情報又は状況を伝達する場合
受嘱者が、訴訟、調停及び審判等において自己の利益擁護のため必要な場合

第9条 (監査報告書等の利用)

委嘱者は、受嘱者の作成した監査報告書及び中間監査報告書について、受嘱者に無断で転載等をしてはならない。

第10条 (独立性の保持に関する情報提供)

委嘱者と受嘱者は、監査が委嘱者と独立の立場を損なう利害及び独立の立場に疑いを招く外観を有する者によってはなし得ないことを理解し、本契約締結後においても、法令の特別の利害関係及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を損なう事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。

第11条 (報酬の改定の申出)

委嘱者の内部統制の不備、経営組織の改変、監査対象取引の増加又は合併買収の実施等を原因として監査執務の時間数が予定を超えることとなった場合には、受嘱者はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。

第12条 (契約の解除・終了)

次の各号に該当する場合、受嘱者は委嘱者に対し、何らの催告をすることなく本契約を直ちに解除することができる。この場合において、委嘱者は、監査着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、監査着手後においては契約した報酬の全額を受嘱者に支払うものとする。

- 一 委嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能になった場合
 - 二 委嘱者が、法令、定款その他遵守すべき規則及び規程を遵守しない場合
委嘱者の主な株主、役員及び取引先等が反社会的勢力であると判明した場合又は委嘱者の実質的な主要株主が把握できない場合
 - 四 委嘱者がその資産の保有等に関する適切な内部統制の整備、法的若しくは物理的な措置をとらない場合
委嘱者の役職員が受嘱者の業務遂行に誠実に対応しない場合等、受嘱者の委嘱者に対する信頼関係が著しく損なわれた場合
受嘱者が、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出た場合
2. 受嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、委嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、受嘱者は、既に受領した報酬を委嘱者に返還するものとする。
3. 委嘱者及び受嘱者の責めに帰することができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。第10条に定める独立性の保持を損なう事実が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。
4. 本契約が解除又は終了した場合、受嘱者は、監査人予定者の指定に関する通知書を入手したときは、必要と認められた事項について十分な引継ぎを行う。この場合において、委嘱者

は、受嘱者が引継ぎを行うために要した費用を負担する。

5. 本契約において裁判の管轄を定めた場合の当該裁判の管轄、第8条及び第14条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第13条（損害の賠償）

委嘱者又は受嘱者は本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。

第14条（その他）

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。

2. 前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛議調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。

様式6：個人用（臨時計算書類監査）

監 査 契 約 書

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

収入印紙貼付欄

収入印紙は印紙税法第2条による。
本契約書は各 に契印すること。

監 査 契 約 書

委嘱者

受嘱者

委嘱者と受嘱者とは、会社法第337条の欠格事由のないこと、並びに公認会計士法第24条から第24条の3及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を確認し、次のとおり監査契約を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」は本監査契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとして、委嘱者と受嘱者において効力を有するものである。

1. 監査の目的

会社法第441条第2項に基づく臨時計算書類の監査

なお、当該、臨時計算書類の監査は、臨時貸借対照表、臨時損益計算書及びこれらの一部として記載される監査意見形成に関して重要と考えられる注記事項を含めた臨時計算書類全体（以下「臨時計算書類」という。）を対象とするものである。

2. 監査の対象となる臨時会計年度

自 平成 年 月 日

平成 年 月 日

3. 監査責任者の氏名

公認会計士 ○ ○ ○ ○

(当該臨時会計年度が属する事業年度を含む継続関与年数○年)

4. 監査責任者以外の主な監査従事者の氏名及び資格

公認会計士 ○ ○ ○ ○

5. 監査報告書の提出時期

監査報告書 平成 年 月

(注) 委嘱者の特定取締役、特定監査役及び受嘱者の間で合意により定めた日を提出期限とする場合には、当該日を記載する。

6. 受嘱者との連絡に当たる委嘱者の役職員の氏名及び役職名又は所属部課

7. 監査予定時間数並びに従事場所、時期及び日程

(1) 監査予定時間

監査従事者の監査予定時間数については、受嘱者が定める監査計画に従い、次のとおりとする。

監査責任者	時間
公認会計士	
その他	
計	時間

(2) 従事場所、時期及び日程

従事場所、時期及び日程については、受嘱者の申出に従い、別途協議する。

8. 委託審査に関する事項

(1) 委嘱者は本監査に当たり、受嘱者が、「監査意見表明のための委託審査要領」（平成18年7月12日 日本公認会計士協会）に基づき（注）、他の公認会計士に審査を委託することを了解する。審査担当員は、監査約款第8条に規定する守秘義務を負うものとする。

(2) 審査担当員の氏名及び資格

公認会計士 ○ ○ ○ ○

（注）監査事務所が、「監査意見表明のための委託審査要領」による審査以外の審査を委託する場合には、「監査意見表明のための委託審査要領」（平成18年7月12日 日本公認会計士協会）に基づき、の記載を 除する。

9. 報酬の額及びその支払の時期

(1) 報酬の額（内 委託審査に要する費用）

(2) 支払の時期

10. 経費の負担

11. 責任限定契約

(1) 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に 意又は重大な過失があった場合を除き、〇〇 又は受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を じて得た額のいずれか高い額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

(2) 受嘱者の行為が(1)の要件を 足するか かにについては、委嘱者がこれを判断し、 やかに受嘱者に結果を通知するものとする。

(注) 責任の一部免除に関する定款の定めがない場合は「11. 責任限定契約」は 除する。

12. 特 約

(1) 外会計事務所等への監査業務の委嘱

(2) 裁判の管轄

(3) その他

本契約締結の証として本契約書2通を作成し当事者各1通を保有する。

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

様式7：監査法人用（臨時計算書類監査、指定社員制度利用）

監 査 契 約 書

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

収入印紙貼付欄

収入印紙は印紙税法第2条による。
本契約書は各 に契印すること。

監 査 契 約 書

委嘱者

受嘱者

委嘱者と受嘱者とは、会社法第337条の欠格事由のないこと、並びに公認会計士法第24条から第24条の3、同法第34条の11から第34条の11の5及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を確認し、次のとおり監査契約を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」は本監査契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとして、委嘱者と受嘱者において効力を有するものである。

1. 監査の目的

会社法第441条第2項に基づく臨時計算書類の監査

なお、当該、臨時計算書類の監査は、臨時貸借対照表、臨時損益計算書及びこれらの一部として記載される監査意見形成に関して重要と考えられる注記事項を含めた臨時計算書類全体（以下「臨時計算書類」という。）を対象とするものである。

2. 監査の対象となる臨時会計年度

自 平成 年 月 日

平成 年 月 日

3. 指定社員の通知

受嘱者は公認会計士法第34条の10の4に基づき、本契約における監査証明業務を指定証明とし、下記の社員を業務を担当する社員として指定し、本契約成立時に委嘱者に通知したものとする。

公認会計士 ○ ○ ○ ○

(当該臨時会計年度が属する事業年度を含む継続関与年数○年)

公認会計士 ○ ○ ○ ○

(当該臨時会計年度が属する事業年度を含む継続関与年数○年)

4. 指定社員以外の主な監査従事者の氏名及び資格

公認会計士 ○ ○ ○ ○

5. 監査報告書の提出時期

監査報告書 平成 年 月

(注) 委嘱者の特定取締役、特定監査役及び受嘱者の間で合意により定めた日を提出期限とする場合には、当該日を記載する。

6. 受嘱者との連絡に当たる委嘱者の役職員の氏名及び役職名又は所属部課

7. 監査予定時間数並びに従事場所、時期及び日程

(1) 監査予定時間

監査従事者の監査予定時間数については、受嘱者が定める監査計画に従い、次のとおりとする。

指定社員	時間
公認会計士	
その他	
<hr/>	
計	時間

(2) 従事場所、時期及び日程

従事場所、時期及び日程については、受嘱者の申出に従い、別途協議する。

8. 報酬の額及びその支払の時期

(1) 報酬の額

(2) 支払の時期

9. 経費の負担

10. 責任限定契約

(1) 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に 意又は重大な過失があった場合を除き、〇〇 又は受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を じて得た額のいずれか高い額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

(2) 受嘱者の行為が(1)の要件を 足するか かにについては、委嘱者がこれを判断し、 やかに受嘱者に結果を通知するものとする。

(注) 責任の一部免除に関する定款の定めがない場合は「10. 責任限定契約」は 除する。

11. 特 約

(1) 外会計事務所等への監査業務の委嘱

(2) 裁判の管轄

(3) その他

本契約締結の証として本契約書2通を作成し当事者各1通を保有する。

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

(記載例) 東京 〇〇区〇〇 号
〇 〇監査法人
代表社員 〇 〇 〇 〇 ㊟

指定社員 〇 〇 〇 〇 ㊟

指定社員 〇 〇 〇 〇 ㊟

監 査 約 款

第1条（監査の公共性）

委嘱者と受嘱者は、監査の公共性を認め、互いに協力して、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。

第2条（委嘱者及び受嘱者の責任）

委嘱者の経営者は、法規を遵守し、内部統制を確立維持し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して臨時計算書類（監査契約書「1. 監査の目的」の注記事項を含めた全体をいうものとする。以下同じ。）を作成し、受嘱者が監査を十分に行える時期までに、受嘱者に対し提出する責任を有する。

2. 受嘱者は、独立した立場において、公正不偏の態度を保持し、職業的専門家としての正当な注意をもって監査を行い、臨時計算書類の適正性について意見を表明する責任を有する。ただし、受嘱者は自己の意見を形成するに足る合理的な基礎が得られないときは、意見を表明しない。

第3条（監査の基準）

受嘱者は我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行う。

第4条（監査の限界）

委嘱者は、次に掲げる事項により、受嘱者がたとえ適切に監査計画を策定して適切に監査を実施したとしても、不正及び誤りによるすべての重要な虚偽の表示を発見できないことがあることを了解する。

- 一 臨時計算書類の作成には委嘱者の経営者による見積り及び判断が多く含まれていること
- 二 監査が原則として試査により実施されること
- 内部統制には固有の限界があること
- 四 受嘱者が入手する監査証拠の多くは絶対的なものではなく心証的なものであること

第5条（委嘱者の協力）

委嘱者は、受嘱者が効率的かつ適切に監査を実施できるよう受嘱者に全面的に協力し、関係部署（関係会社等を含む。）に対し周知を図らなければならない。

2. 委嘱者は、受嘱者が必要と判断したすべての記録、書類、その他の情報を受嘱者に提供し、受嘱者の書面又は口頭による質問に対して迅速に答えなければならない。

第6条（経営者確認書）

委嘱者は、受嘱者が我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく監査手続の一環として、臨時計算書類の作成の責任は経営者にあることの確認等を内容とした経営者確認書を監査報告書の交付日に委嘱者の経営者から入手することを了解する。

2. 前項の経営者確認書のほか、委嘱者は、受嘱者が監査の実施過程において必要と認めた事項について、委嘱者の経営者から書面による陳述を得ることを了解する。

第7条（監査役（監査委員）との連絡）

受嘱者は、委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に監査を行う。

2. 委嘱者は、受嘱者が委嘱者の監査役会（監査委員会）又は監査役（監査委員）と密接な連絡の下に監査を行えるように、十分配慮を行う。

第8条（守秘義務）

受嘱者は、業務上知り得た委嘱者及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に開示し、又は利用してはならない。なお、委嘱者は、上記の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。

- 一 受嘱者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
- 二 受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合
受嘱者が、監査業務の引継ぎに際し、後任監査人（監査人予定者を含む。以下同じ。）か

らの質問及び監査調書の閲覧に応じる場合並びに後任監査人に財務諸表における虚偽の表示にかかわる情報又は状況を伝達する場合

四 受嘱者が、訴訟、調停及び審判等において自己の利益擁護のため必要な場合

第9条（監査報告書の利用）

委嘱者は、受嘱者の作成した監査報告書について、受嘱者に無断で 載等をしてはならない。

第10条（独立性の保持に関する情報提供）

委嘱者と受嘱者は、監査が委嘱者と独立の立場を損なう利害及び独立の立場に疑いを招く外観を有する者によってはなし得ないことを理解し、本契約締結後においても、法令の特別の利害関係及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を損なう事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。

第11条（報酬の改定の申出）

委嘱者の内部統制の不備、経営組織の改変、監査対象取引の増加又は合併買収の実施等を原因として監査職務の時間数が予定を超えることとなった場合には、受嘱者はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。

第12条（契約の解除・終了）

次の各号に該当する場合、受嘱者は委嘱者に対し、何らの催告をすることなく本契約を直ちに解除することができる。この場合において、委嘱者は、監査着手前においては既に支払った報酬の を要求せず、監査着手後においては契約した報酬の全額を受嘱者に支払うものとする。

- 一 委嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能になった場合
 - 二 委嘱者が、法令、定款その他遵守すべき規則及び規程を遵守しない場合
委嘱者の主な株主、役員及び取引先等が反社会的勢力であると判明した場合又は委嘱者の実質的な主要株主が把握できない場合
 - 四 委嘱者がその資産の保有等に関する適切な内部統制の整備、法的若しくは物理的な措置をとらない場合
委嘱者の役職員が受嘱者の業務遂行に誠実に対応しない場合等、受嘱者の委嘱者に対する信頼関係が著しく損なわれた場合
2. 受嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、委嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、受嘱者は、既に受領した報酬を委嘱者に するものとする。
 3. 委嘱者及び受嘱者の責めに することができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。第10条に定める独立性の保持を損なう事実が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。
 4. 本契約が解除又は終了した場合、受嘱者は、監査人予定者の指定に関する通知書を入手したときは、必要と認められた事項について十分な引継ぎを行う。この場合において、委嘱者は、受嘱者が引継ぎを行うために要した費用を負担する。
 5. 本契約において裁判の管轄を定めた場合の当該裁判の管轄、第8条及び第14条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第13条（損害の賠償）

委嘱者又は受嘱者は本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。

第14条（その他）

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。

2. 前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛議調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。

[任意監査契約書の作成例]

様式 8 : 会社法基準に準じた監査

監 査 契 約 書

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

収入印紙貼付欄

収入印紙は印紙税法第2条による。
本契約書は各 に契印すること。

監 査 契 約 書

委嘱者

受嘱者

委嘱者と受嘱者とは、会社法第337条の欠格事由のないこと、並びに公認会計士法第24条から第24条の3、同法第34条の11から第34条の11の5及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を確認し、次のとおり監査契約を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」は本監査契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとして、委嘱者と受嘱者において効力を有するものである。

1. 監査の目的

会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査に準じた計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにこれらの附属明細書についての監査

2. 監査の対象となる事業年度

第 期 自 平成 年 月 日
平成 年 月 日

3. 指定社員の通知

受嘱者は公認会計士法第34条の10の4に基づき、本契約における監査証明業務を指定証明とし、下記の社員を業務を担当する社員として指定し、本契約成立時に委嘱者に通知したものとする。

公認会計士 ○ ○ ○ ○

公認会計士 ○ ○ ○ ○

8. 報酬の額及びその支払の時期

(1) 報酬の額

(2) 支払の時期

9. 経費の負担

10. 特 約

(1) 外会計事務所等への監査業務の委嘱

(2) 裁判の管轄

(3) その他

本契約締結の証として本契約書2通を作成し当事者各1通を保有する。

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

(記載例) 東京 ○○区○○ 号
○ ○監査法人
代表社員 ○ ○ ○ ○ 印
指定社員 ○ ○ ○ ○ 印
指定社員 ○ ○ ○ ○ 印

監 査 約 款

第1条 (監査の公共性)

委嘱者と受嘱者は、監査の公共性を認め、互いに協力して、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。

第2条 (委嘱者及び受嘱者の責任)

委嘱者の経営者は、法規を遵守し、内部統制を確立維持し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し、契約期限又は受嘱者が監査を十分に行える時期までに、受嘱者に対し提出する責任を有する。

2. 受嘱者は、独立した立場において、公正不偏の態度を保持し、職業的専門家としての正当な注意をもって監査を行い、計算書類等の適正性について意見を表明する責任を有する。ただし、受嘱者は自己の意見を形成するに足る合理的な基礎が得られないときは、意見を表明しない。なお、監査意見を表明しない場合も、受嘱者の業務は完了したことになることを、委嘱者は了解する。

第3条 (監査の基準)

受嘱者は我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行う。

第4条 (監査の限界)

委嘱者は、次に掲げる事項により、受嘱者がたとえ適切に監査計画を策定して適切に監査を実施したとしても、不正及び誤りによるすべての重要な虚偽の表示を発見できないことがあることを了解する。

一 計算書類等の作成には委嘱者の経営者による見積り及び判断が多く含まれていること

二 監査が原則として試査により実施されること

内部統制には固有の限界があること

四 受嘱者が入手する監査証拠の多くは絶対的なものではなく心証的なものであること

2. 委嘱者は、受嘱者が実施する監査手続は重要性の原則に従った手続であり、その重要性の判断は受嘱者に任されていることを了解する。

第5条 (監査と不正、誤り及び違法行為)

委嘱者は、計算書類等の監査が委嘱者の役員若しくは使用人の不正、誤り又は違法行為(以下「不正等」という。)を発見し指し示すことを目的とするものでないことを確認する。

2. 委嘱者は、委嘱者の役員若しくは使用人の不正等で計算書類等の重要な虚偽の表示の原因となる又はそのおそれのあるものを知ったときは、速やかに受嘱者に報告するものとする。
3. 受嘱者は、監査の実施過程において、委嘱者又は委嘱者の役員若しくは使用人の不正等を別した場合又は不正等が存在する可能性があることを示す情報を入手した場合、速やかに、適切なレベルの役職者に報告するなど適切に対応するものとする。
4. 委嘱者は、内部統制を確立し、従業員について監督責任を怠らぬなど、不正等を防止するための最善の組織を維持する義務があることを了解する。委嘱者が内部統制の構築及び従業員の監督責任を怠ったために発生した不正等は委嘱者の責任であり、受嘱者は責任を負わない。
5. 受嘱者は、委嘱者の代表者又は経理担当役員が自己、他の役員若しくは使用人の不正等を知った場合又は重大な過失により知らなかった場合には、当該不正等を知った時又は知り得べき時に発生若しくは拡大した委嘱者の損害についても責任を負わない。

第6条 (委嘱者の協力)

委嘱者は、受嘱者が効率的かつ適切に監査を実施できるよう受嘱者に全面的に協力し、関係部署(関係会社等を含む。)に対し周知を図らなければならない。

2. 委嘱者は、受嘱者が必要と判断したすべての記録、書類、その他の情報を受嘱者に提供し、受嘱者の書面又は口頭による質問に対して速やかに対応しなければならない。

第7条 (監査資料等)

受嘱者が監査手続遂行上入手若しくは作成した委嘱者に関する諸資料、質問又は確認に対

する 書等で委嘱者に対して を予定していないものについては、受嘱者の所有とする。

第8条（経営者確認書）

委嘱者は、受嘱者が我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく監査手続の一環として、計算書類等の作成の責任は経営者にあることの確認等を内容とした経営者確認書を監査報告書の交付日に委嘱者の経営者から入手することを了解する。

2. 前項の経営者確認書のほか、委嘱者は、受嘱者が監査の実施過程において必要と認めた事項について、委嘱者の経営者から書面による陳述を得ることを了解する。

第9条（守秘義務）

受嘱者は、業務上知り得た委嘱者及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に らし、又は 用してはならない。なお、委嘱者は、上記の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。

- 一 受嘱者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
- 二 受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合
受嘱者が、監査業務の引継ぎに際し、後任監査人（監査人予定者を含む。以下同じ。）からの質問及び監査調書の閲覧に応じる場合並びに後任監査人に財務諸表における虚偽の表示にかかわる情報又は状況を伝達する場合
- 四 受嘱者が、訴訟、調停及び審判等において自己の利益擁護のため必要な場合

第10条（監査報告書の利用）

委嘱者は、受嘱者の作成した監査報告書について、受嘱者に無断で 載等をしてはならない。

2. 受嘱者が必要と認めた場合には、監査報告書の使用目的、監査を実施するについて基準とした事項及び監査を行うについて限定された事項等を、監査意見に付記することができる。

第11条（独立性の保持に関する情報提供）

委嘱者と受嘱者は、監査が委嘱者と独立の立場を損なう利害及び独立の立場に疑いを招く外観を有する者によってはなし得ないことを理解し、本契約締結後においても、法令の特別の利害関係及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を損なう事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。

第12条（報酬の改定の申出）

委嘱者の内部統制の不備、経営組織の変更、監査対象取引の増加又は合併買収の実施等を原因として監査執務の時間数が予定を超えることとなった場合には、受嘱者はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。

第13条（契約の解除・終了）

次の各号に該当する場合、受嘱者は委嘱者に対し、何らの催告をすることなく本契約を直ちに解除することができる。この場合において、委嘱者は、監査着手前においては既に支払った報酬の を要求せず、監査着手後においては契約した報酬の全額を受嘱者に支払うものとする。

- 一 委嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能になった場合
 - 二 委嘱者が、法令、定款その他遵守すべき規則及び規程を遵守しない場合
委嘱者の主な株主、役員及び取引先等が反社会的勢力であると判明した場合又は委嘱者の実質的な主要株主が把握できない場合
 - 四 委嘱者がその資産の保有等に関する適切な内部統制の整備、法的若しくは物理的な措置をとらない場合
委嘱者の役職員が受嘱者の業務遂行に誠実に対応しない場合等、受嘱者の委嘱者に対する信頼関係が著しく損なわれた場合
2. 受嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、委嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、受嘱者は、既に受領した報酬を委嘱者に するものとする。

3. 委嘱者及び受嘱者の責めに ずることができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。第11条に定める独立性の保持を損なう事実が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。
4. 本契約が解除又は終了した場合、受嘱者は、監査人予定者の指定に関する通知書を入手したときは、必要と認められた事項について十分な引継ぎを行う。この場合において、委嘱者は、受嘱者が引継ぎを行うために要した費用を負担する。
5. 本契約において裁判の管轄を定めた場合の当該裁判の管轄、第9条及び第15条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第14条（損害の賠償）

委嘱者又は受嘱者は本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。

2. 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に 意又は重大な過失があった場合を除き、損害賠償責任を負わない。
3. 前項において受嘱者が委嘱者に対して損害賠償責任を負う事由に関し、委嘱者又はその役員若しくは幹部社員に過失があった場合には、受嘱者の損害賠償の責任又はその金額を定める際に し 免するものとする。

第15条（その他）

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。

2. 前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛議調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。

監 査 契 約 書

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

収入印紙貼付欄

収入印紙は印紙税法第2条による。
本契約書は各 に契印すること。

監査契約書

委嘱者

受嘱者

委嘱者と受嘱者とは、公認会計士法第24条から第24条の3、同法第34条の11から第34条の11の5及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を確認し、次のとおり監査契約を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」は本監査契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとして、委嘱者と受嘱者において効力を有するものである。

1. 監査の目的

本契約における監査は、委嘱者の財務諸表、すなわち、〇〇〇〇、〇〇〇〇及び〇〇〇〇が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成され、委嘱者の財政状態及び経営成 を適正に表示しているか かに関し、受嘱者が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、意見を表明することを目的とする。

2. 監査の対象となる事業年度

第 期	自	平成	年	月	日
		平成	年	月	日

3. 指定社員の通知

受嘱者は公認会計士法第34条の10の4に基づき、本契約における監査証明業務を指定証明とし、下記の社員を業務を担当する社員として指定し、本契約成立時に委嘱者に通知したものとする。

公認会計士 ○ ○ ○ ○

公認会計士 ○ ○ ○ ○

8. 報酬の額及びその支払の時期

(1) 報酬の額

(2) 支払の時期

9. 経費の負担

10. 特 約

(1) 外会計事務所等への監査業務の委嘱

(2) 裁判の管轄

(3) その他

本契約締結の証として本契約書2通を作成し当事者各1通を保有する。

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

(記載例) 東京 ○○区○○ 号
○ ○監査法人
代表社員 ○ ○ ○ ○ 印
指定社員 ○ ○ ○ ○ 印
指定社員 ○ ○ ○ ○ 印

監 査 約 款

第1条 (監査の公共性)

委嘱者と受嘱者は、監査の公共性を認め、互いに協力して、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。

第2条 (委嘱者及び受嘱者の責任)

委嘱者の経営者は、法規を遵守し、内部統制を確立維持し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し、契約期限又は受嘱者が監査を十分に行える時期までに、受嘱者に対し提出する責任を有する。

2. 受嘱者は、独立した立場において、公正不偏の態度を保持し、職業的専門家としての正当な注意をもって監査を行い、財務諸表の適正性について意見を表明する責任を有する。ただし、受嘱者は自己の意見を形成するに足る合理的な基礎が得られないときは、意見を表明しない。なお、監査意見を表明しない場合も、受嘱者の業務は完了したことになることを、委嘱者は了解する。

第3条 (監査の基準)

受嘱者は我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行う。

第4条 (監査の限界)

委嘱者は、次に掲げる事項により、受嘱者がたとえ適切に監査計画を策定して適切に監査を実施したとしても、不正及び誤りによるすべての重要な虚偽の表示を発見できないことがあることを了解する。

一 財務諸表の作成には委嘱者の経営者による見積り及び判断が多く含まれていること

二 監査が原則として試査により実施されること

内部統制には固有の限界があること

四 受嘱者が入手する監査証拠の多くは絶対的なものではなく心証的なものであること

2. 委嘱者は、受嘱者が実施する監査手続は重要性の原則に従った手続であり、その重要性の判断は受嘱者に任されていることを了解する。

第5条 (監査と不正、誤り及び違法行為)

委嘱者は、財務諸表の監査が委嘱者の役員若しくは使用人の不正、誤り又は違法行為（以下「不正等」という。）を発見し指し示すことを目的とするものでないことを確認する。

2. 委嘱者は、委嘱者の役員若しくは使用人の不正等で財務諸表の重要な虚偽の表示の原因となる又はそのおそれのあるものを知ったときは、速やかに受嘱者に報告するものとする。
3. 受嘱者は、監査の実施過程において、委嘱者又は委嘱者の役員若しくは使用人の不正等を別した場合又は不正等が存在する可能性があることを示す情報を入手した場合、速やかに、適切なレベルの役職者に報告するなど適切に対応するものとする。
4. 委嘱者は、内部統制を確立し、従業員について監督責任を怠らぬなど、不正等を防止するための最善の組織を維持する義務があることを了解する。委嘱者が内部統制の構築及び従業員の監督責任を怠ったために発生した不正等は委嘱者の責任であり、受嘱者は責任を負わない。
5. 受嘱者は、委嘱者の代表者又は経理担当役員が自己、他の役員若しくは使用人の不正等を知った場合又は重大な過失により知らなかった場合には、当該不正等を知った時又は知り得るべき時に発生若しくは拡大した委嘱者の損害についても責任を負わない。

第6条 (委嘱者の協力)

委嘱者は、受嘱者が効率的かつ適切に監査を実施できるよう受嘱者に全面的に協力し、関係部署（関係会社等を含む。）に対し周知を図らなければならない。

2. 委嘱者は、受嘱者が必要と判断したすべての記録、書類、その他の情報を受嘱者に提供し、受嘱者の書面又は口頭による質問に対して迅速に答えなければならない。

第7条 (監査資料等)

受嘱者が監査手続遂行上入手若しくは作成した委嘱者に関する諸資料、質問又は確認に対

する 書等で委嘱者に対して を予定していないものについては、受嘱者の所有とする。

第8条 (経営者確認書)

委嘱者は、受嘱者が我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく監査手続の一環として、財務諸表の作成の責任は経営者にあることの確認等を内容とした経営者確認書を監査報告書の交付日に委嘱者の経営者から入手することを了解する。

2. 前項の経営者確認書のほか、委嘱者は、受嘱者が監査の実施過程において必要と認めた事項について、委嘱者の経営者から書面による陳述を得ることを了解する。

第9条 (守秘義務)

受嘱者は、業務上知り得た委嘱者及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に らし、又は 用してはならない。なお、委嘱者は、上記の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。

- 一 受嘱者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
- 二 受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合
受嘱者が、監査業務の引継ぎに際し、後任監査人（監査人予定者を含む。以下同じ。）からの質問及び監査調書の閲覧に応じる場合並びに後任監査人に財務諸表における虚偽の表示にかかわる情報又は状況を伝達する場合
- 四 受嘱者が、訴訟、調停及び審判等において自己の利益擁護のため必要な場合

第10条 (監査報告書の利用)

委嘱者は、受嘱者の作成した監査報告書について、受嘱者に無断で 載等をしてはならない。

2. 受嘱者が必要と認めた場合には、監査報告書の使用目的、監査を実施するについて基準とした事項及び監査を行うについて限定された事項等を、監査意見に付記することができる。

第11条 (独立性の保持に関する情報提供)

委嘱者と受嘱者は、監査が委嘱者と独立の立場を損なう利害及び独立の立場に疑いを招く外観を有する者によってはなし得ないことを理解し、本契約締結後においても、法令の特別の利害関係及び日本公認会計士協会倫理規則第16条の独立性の保持を損なう事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。

第12条 (報酬の改定の申出)

委嘱者の内部統制の不備、経営組織の改変、監査対象取引の増加又は合併買収の実施等を原因として監査執務の時間数が予定を超えることとなった場合には、受嘱者はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。

第13条 (契約の解除・終了)

次の各号に該当する場合、受嘱者は委嘱者に対し、何らの催告をすることなく本契約を直ちに解除することができる。この場合において、委嘱者は、監査着手前においては既に支払った報酬の を要求せず、監査着手後においては契約した報酬の全額を受嘱者に支払うものとする。

- 一 委嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能になった場合
 - 二 委嘱者が、法令、定款その他遵守すべき規則及び規程を遵守しない場合
委嘱者の主な株主、役員及び取引先等が反社会的勢力であると判明した場合又は委嘱者の実質的な主要株主が把握できない場合
 - 四 委嘱者がその資産の保有等に関する適切な内部統制の整備、法的若しくは物理的な措置をとらない場合
委嘱者の役職員が受嘱者の業務遂行に誠実に対応しない場合等、受嘱者の委嘱者に対する信頼関係が著しく損なわれた場合
2. 受嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、委嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、受嘱者は、既に受領した報酬を委嘱者に するものとする。

3. 委嘱者及び受嘱者の責めに ずることができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。第11条に定める独立性の保持を損なう事実が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。
4. 本契約が解除又は終了した場合、受嘱者は、監査人予定者の指定に関する通知書を入手したときは、必要と認められた事項について十分な引継ぎを行う。この場合において、委嘱者は、受嘱者が引継ぎを行うために要した費用を負担する。
5. 本契約において裁判の管轄を定めた場合の当該裁判の管轄、第9条及び第15条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第14条（損害の賠償）

委嘱者又は受嘱者は本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。

2. 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に 意又は重大な過失があった場合を除き、損害賠償責任を負わない。
3. 前項において受嘱者が委嘱者に対して損害賠償責任を負う事由に関し、委嘱者又はその役員若しくは幹部社員に過失があった場合には、受嘱者の損害賠償の責任又はその金額を定める際に し 免するものとする。

第15条（その他）

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。

2. 前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛議調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。

以 上